

第 18 号議案

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則（平成 12 年福井県教育委員会規則第 16 号）の一部を改正する。

平成 26 年 6 月 30 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

野外恐竜博物館の開館に伴い、福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部改正について

1 概 要

野外恐竜博物館の開館に伴い、休館日、および観覧料、使用料および手数料の免除に関する事項を定める。

2 改正内容

(1) 休館日に関する事項（第3条）

積雪その他の事情により観覧が不適当な期間においては、野外展示を休止する。

(2) 観覧料、使用料および手数料の免除に関する事項（第8条）

野外展示の観覧料の免除について特別展と同様に2分の1に相当する額を免除する。

また、小中学校等の教育活動における特別展の観覧料について、2分の1に相当する額の免除を追記する。

（対象）県内小中学校、高校等の教育活動

身体障害者手帳を有する者、生活保護を受けている者

・一般 1,200円 → 600円

・小中 600円 → 300円

（理由）野外展示は、常設展とは異なり専用バスでのツアー形式での観覧となっており料金も常設展より高い。このため、特別展と同様の取扱いを行う。

3 施行日

平成26年7月19日

福	井	県	立	恐	竜	博	物	館	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規				
則	の	一	部	を	改	正	す	る	規	則	を	公	布	す	る	。						
		平	成	二	十	六	年	七	月		日											
						福	井	県	教	育	委	員	会									
福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第		号										
						福	井	県	立	恐	竜	博	物	館	の	管	理	運	営	に	関	す
						る	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る	規	則				
		福	井	県	立	恐	竜	博	物	館	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規		
則	（	平	成	十	二	年	福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第	十	六			
号	）	の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。							
		第	三	条	の	見	出	し	中	「	休	館	日	」	を	「	休	館	日	等		
」	に	改	め	、	同	条	に	次	の	一	項	を	加	え	る	。						
2		積	雪	そ	の	他	の	事	情	に	よ	り	観	覧	が	不	適	当	な			
		期	間	に	お	い	て	は	、	野	外	展	示	を	休	止	す	る	。			
		第	八	条	第	一	項	第	一	号	中	「	常	設	展	に	お	い	て	は		
観	覧	料	に	相	当	す	る	額	」	の	次	に	「	また	は	特	別	展				
お	よ	び	野	外	展	示	に	お	い	て	は	観	覧	料	の	二	分	の	一			
に	相	当	す	る	額	」	を	加	え	、	同	条	同	項	第	二	号	お	よ			
び	第	三	号	中	「	特	別	展	」	を	「	特	別	展	お	よ	び	野	外			
展	示	」	に	改	め	る	。															

[illegible]

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則（平成十二年福井県教育委員会規則第十六号）

改 正 案

現 行

第一条（第二条（略））

第一条（第二条（略））

（休館日等）

（休館日）

第三条 恐竜博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第三条 恐竜博物館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一 十二月二十九日から翌年の一月二日までの日

一 十二月二十九日から翌年の一月二日までの日

二 資料の展示替えまたは整理の期間

二 資料の展示替えまたは整理の期間

三 施設の点検または清掃の期間

三 施設の点検または清掃の期間

2 積雪その他の事情により観覧が不適当な期間においては、野外展示を休止する。

略

略

（観覧料、使用料および手数料の免除）

（観覧料、使用料および手数料の免除）

第八条 条例第九条の規定により観覧料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第八条 条例第九条の規定により観覧料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校（以下「県内の学校」という。）の児童もしくは生徒またはそれらの引率者が教育課程に基づく学習活動または教育活動として観覧する場合 常設展に

一 県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校（以下「県内の学校」という。）の児童もしくは生徒またはそれらの引率者が教育課程に基づく学習活動または教育活動として観覧する場合 常設展に

改正案

においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳を有する者が観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額

三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助または教育扶助を受けている者で関係官公庁の発行した証明書を有するものが観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額

四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

234 (略)

附則

この規則は、平成二十六年七月十九日から施行する。

現行

においては観覧料に相当する額

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳を有する者が観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展 においては観覧料の二分の一に相当する額

三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助または教育扶助を受けている者で関係官公庁の発行した証明書を有するものが観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展 においては観覧料の二分の一に相当する額

四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

234 (略)

野外恐竜博物館の開館について

1 目 的

恐竜化石発掘現場において、恐竜の実物足跡化石等の展示や臨場感にあふれる発掘体験等により、来館者が楽しめる野外恐竜博物館を開館し、恐竜博物館の入館者の増加と奥越地域への誘客拡大を図る。

2 施設概要

(1) 施設内容

区 分	内 容
展示場 構 造：鉄筋コンクリート造2階建 延面積：319.48㎡	恐竜化石発掘現場で発見された実物足跡化石の展示 手取層群の地層や発掘調査の歴史などの紹介
化石発掘体験広場 構 造：一部鉄骨造平屋建て 面 積：285.7㎡	発掘現場の臨場感あふれる恐竜化石発掘体験 ・ 研究員による化石発掘の指導 ・ 実際の発掘現場で用いる発掘道具の使用 ・ 化石発掘証明書の発行 など
展望・観察広場	手取層群の地層や第4次恐竜化石発掘現場の観察
シャトルバスの運行	1日7便運行 定員1台30名 平日1台、繁忙期3台
その他	ナビゲーターによる案内・誘導

(2) 総事業費 352百万円 (H24年度：28百万円 H25年度：124百万円 H26年度予算：200百万円)

設計費	28百万円	外溝工事費	95百万円
展示場建築工事費	188百万円	展示物整備費	41百万円

3 開館時期および期間・入館見込

開 館 日 ： 平成26年7月19日(土)
 開館期間 ： 平成26年7月19日(土) ～11月9日(日)(110日)
 平成27年4月下旬(GW前)～11月上旬
 入館見込 ： 平成26年度 約38,000人
 平成27年度 約60,000人

4 観覧料

区 分	個 人	団体(10人以上)
一 般	1,200円	1,000円
高校生・大学生	1,000円	800円
小学生・中学生	600円	500円
幼 児	無 料	無 料
高齢者(70歳以上)	無 料	無 料

野外恐竜博物館の開館について

＜入館までの流れ＞

